

老振第 1219001 号
平成 17 年 12 月 19 日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」の一部改正について

「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」（平成 12 年老振第 73 号）を、別紙のとおり改正し、平成 17 年 10 月 1 日より適用することとしたので、内容を御了知の上、管内内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。